

議案第3号

南風原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

南風原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成26年南風原町条例第25号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成29年3月2日提出

南風原町長 城 間 俊 安

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第95号）及び学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）が施行されたことに伴い、所要の改正をする必要があるため提案する。

## 南風原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

南風原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成26年南風原町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「当該子」を「その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）」に改め、同項第2号中「小学校」の次に「義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加える。

第16条第1項中「ため、」の次に「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条の次に次の1条を加える。

### （介護時間）

第16条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、南風原町職員の給与に関する条例第16条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第20条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

第17条（見出しを含む。）中「及び介護休暇」を「介護休暇及び介護時間」に改め

る。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正前の南風原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係るこの条例による改正後の南風原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過するまでの日に限る。）までの期間を指定するものとする。